

## 相続について

寺本法律会計事務所  
弁護士 飯塚 美葉

1 今回は、相続についてご説明します。法人には相続ということはありませんが、日本の中小企業では、経営者の個人資産が経営に重要な役割を果たしていたり、代表者が法人の債務を個人保証していたりする場合があります。法人経営でも相続が問題となることがよくあります。

相続は、死亡によってのみ始まります。昔は隠居制度というのがありましたが、現在はありませぬので、ほかの理由によって相続が起こることはありません。

### 2 法定相続分

相続の際には、誰が何を相続するかについて、いろいろな問題が発生します。亡くなった人が遺言を残していれば、基本的には遺言に従って相続の内容が決まりますが、遺言のない場合は、法律で決められた相続分に従って相続します。

法律で決められた相続分は、次のようになっています。

#### 死亡者に子供がいる場合

配偶者（夫または妻） 2分の1

子供 全員で2分の1

この場合に、子供が複数いれば、相続財産の2分の1を子供たちで等分に分けます。ただし、嫡出子（婚姻関係のある夫婦から生まれた子供）と、非嫡出子（婚姻関係にない男女から生まれた子供）が両方ある場合は、相続分に差があり、非嫡出子の相続分は、嫡出子の2分の1となります。

子供がおらず、死亡者の親（直系尊属）がいる場合

配偶者（夫または妻） 3分の2

親（直系尊属） 全員で3分の1

子供、親がおらず、死亡者に兄弟がいる場合

配偶者（夫または妻） 4分の3

兄弟 全員で4分の1

### 3 相続の放棄

相続は、人が亡くなった場合、自動的に発生しますが、相続を放棄することもできます。相続では、不動産や預金などの資産も相続しますが、借金や保証人の義務などの負債も相続しますので、亡くなった人に、資産よりも負債の方が多い場合には、よく相続の放棄ということが行われます。

相続放棄は、相続があったことを知ったときから3ヶ月以内に、家庭裁判所において手続して行います。

相続放棄をした人は、もともと相続人でなかったこととなります。複数いる相続人の一部が相続放棄をすると、残った資産または負債は、残った相続人で相続することになります。また、たとえば妻と子供と親がいる場合に、本来の相続人は妻と子供ですが、子供が相続放棄をすると、子供は始めからいなかったものとして扱いますので、妻のほかに親も相続人になります。このように、多額の負債がある人が亡くなり、一部の相続人が相続放棄をした場合には、新たに相続人として多額の負債を相続してしまう人がいないか注意する必要があります。

### 4 相続の限定承認

放棄に対して、承認もあります。単純な承認は通常はあまり使われませんが、限定承認はときどき利用されます。これも、資産より負債の方が多い場合によく利用されますが、限定承認をすると、残っている資産の限度で、債務を支払えばよいということになります。つまり、3000万円の資産と5000

万円の負債のあった人が亡くなった場合、単純に相続すると、相続人は、マイナス分の2000万円についても相続しますが、限定承認をすると、5000万円の負債のうち3000万円については残った資産から弁済しますが、不足の2000万円については相続しないので支払い義務がないこととなります。限定承認も、相続開始を知ったときから3ヶ月以内に、家庭裁判所において手続きすることとなります。ただし、相続放棄は、個々の相続人がバラバラでもできるのに対し、限定承認は、相続人全員が共同しておこなわなければなりません。

## 法人協会ニュース

### 日本産精米の中国向け輸出条件の確立について

日本産精米の中国向け輸出については、基本的な検疫条件について、

(1)中国の検疫対象害虫である3種類のカツオブシムシ(以下「カツオブシムシ類」)が発生していないことが確認された精米工場において精米が行われること

(2)輸出前にくん蒸処理を行うこと等という内容で、両国にて一致を見ました。その後、具体的にくん蒸処理方法及びくん蒸倉庫でのカツオブシムシ類の再汚染防止措置並びに精米工場の指定に必要なカツオブシムシ類の無発生を確認するためのトラップ調査の期間について技術的協議が行われてきました。

今般、技術的協議がまとまり、日本産精米の中国への恒常的輸出条件が確立することとなりました。

中国への輸出に向けた段取りなどについては、農林水産省ホームページもしくは当協会までご連絡下さい。

### 第3回「アグリフードEXPO2008」出展説明会のお知らせ

国産農産物等の展示商談会、第3回「アグリフードEXPO2008」が8月26日(火)～27日(水)に東京ビックサイトにて開催されます。

これに先立ち、出展を検討されている皆様の疑問にお答えするとともに、皆様の効果的

な出展のお役に立てるような説明会が開催されます(参加無料)。

商談会に興味をお持ちの方、初出展の方、出展を検討中の皆様のご参加をお待ちしています。

<開催日程>

日時 会場名

5月26日(月)11:00～12:30 農林漁業金融公庫  
帯広拠点  
5月26日(月)16:00～17:30 " 北海道支店内  
6月9日(月)13:00～14:30 " 青森支店  
6月3日(火)15:30～17:00 " 仙台支店内  
6月3日(火)11:00～12:30 新公庫ビル 階  
5月28日(水)10:30～12:00 " 東海支店内  
5月28日(水)14:30～16:00 " 大阪支店内  
5月29日(木)10:30～12:00 " 岡山支店内  
6月2日(月)10:30～12:00 " 福岡支店内  
6月2日(月)16:00～17:30 " 鹿児島支店内

<お申込み方法>

アグリフードEXPO公式サイト

<http://www.exhibitiontech.com/afx> から  
お申込みください。

応募者多数の場合、先着順とさせていただきますのでご了承ください。

先進経営体実践研修活動事業のご案内  
新たに農業を始めようという意欲のある者を、平成20年4月1日以降に「有期間雇用」または「研修」として受け入れる農業法人、指導農業士などに対し、教育研修にかかる費用の一部を助成します。

既に皆様にはご案内の文書をお送りいたしておりますが、この機会を是非ご利用下さい。

申請提出期限：必要書類を都道府県農業会議に6月3日(火)までに提出

お問い合わせは都道府県農業会議 または  
全国農業会議所 新規就農相談センター(03-5251-3908)まで。

### アグリビジネス経営塾 第357号

本紙に関するお問合せは下記までお願いします。  
社団法人日本農業法人協会

(HP <http://www.hojin.or.jp/>)  
TEL:03-5156-0365/ FAX:03-5156-0366  
MAIL: [juku@hojin.or.jp](mailto:juku@hojin.or.jp)

©(社)日本農業法人協会 2007  
本紙掲載記事の無断転載を禁じます。